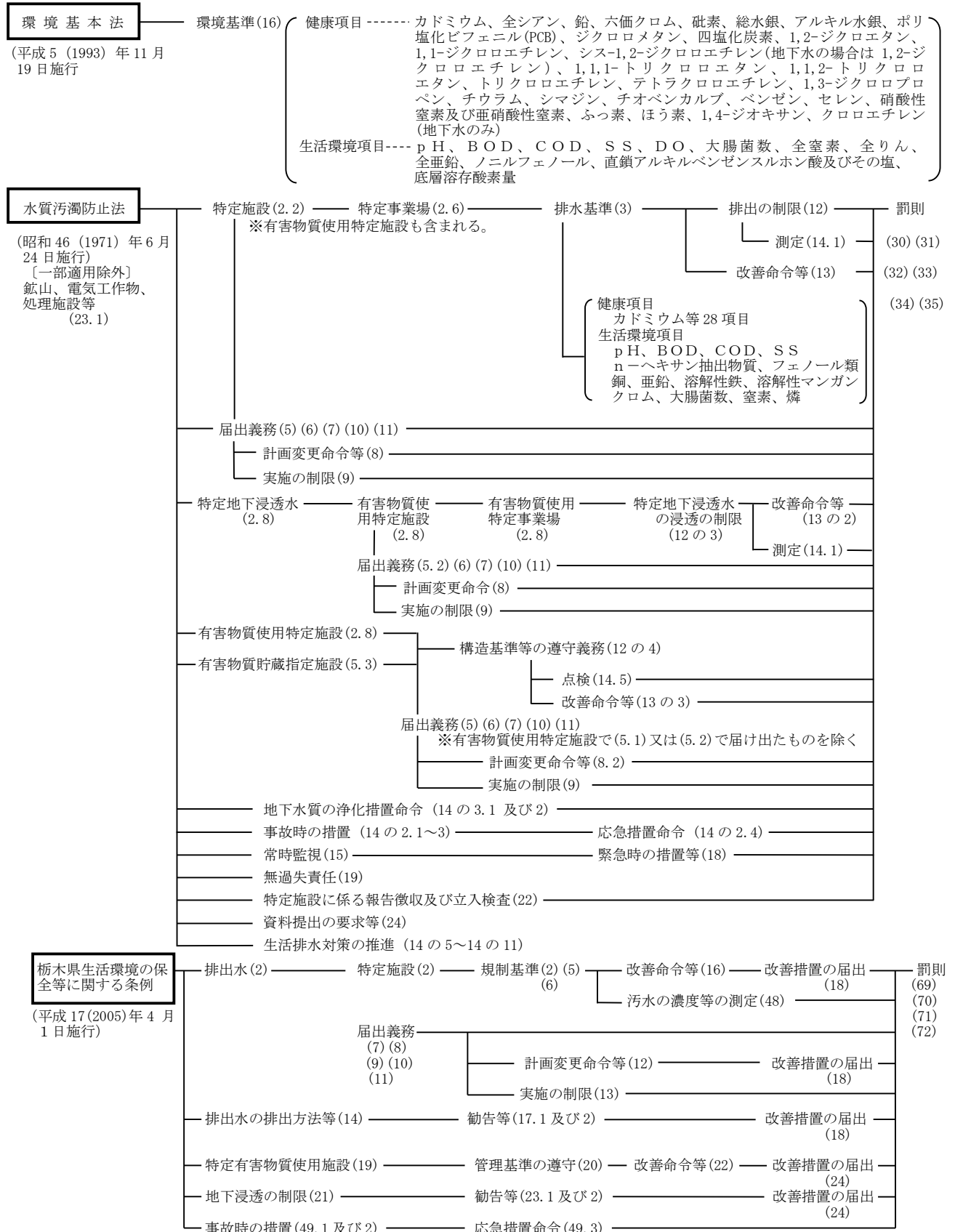


Ⅲ 水質汚濁防止

第1 水質汚濁関係法令の体系

(注) 図中の () 書は条文である。例えば(2.1) は第2条第1項を示す。



第2 水質汚濁防止法の概要

1 目的（法第1条）

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。）の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としています。

2 定義

(1) 公共用水域（法第2条第1項）

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法による公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているものを除く。）をいいます。

(2) 特定施設（法第2条第2項）

次のような要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令（法施行令のこと。以下「政令」又は「令」という。）で定めるものをいいます。

- ① カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。
- ② 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

（P III-11 水質汚濁防止法に基づく特定施設 参照）

(3) 指定施設（法第2条第4項）

有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は指定物質（有害物質及び法第2条第5項で規定する油以外の物質であって、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（下表））を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいいます。

1 ホルムアルデヒド	2 ヒドラジン	3 ヒドロキシルアミン
4 過酸化水素	5 塩化水素	6 水酸化ナトリウム
7 アクリロニトリル	8 水酸化カリウム	9 アクリルアミド
10 アクリル酸	11 次亜塩素酸ナトリウム	12 二硫化炭素
13 酢酸エチル	14 MTBE	15 硫酸
16 ホスゲン	17 1,2-ジクロロプロパン	18 クロルスルホン酸
19 塩化チオニル	20 クロロホルム	21 硫酸ジメチル
22 クロロピクリン	23 ジクロロボス (DDVP)	24 オキシプロピス (ESP)

（次頁につづく）

25 トルエン	26 エピクロロヒドリン	27 スチレン
28 キシレン	29 パラ-ジクロロベンゼン	30 フェノカルブ (BPMC)
31 プロピザミド	32 クロタロニル (TPN)	33 フェントチオン (MEP)
34 イプロベンホス (IBP)	35 イソプロチオラン	36 ダイアジノン
37 イソキサチオン	38 クロロトロフェン (CNP)	39 クロルピリホス
40 フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	41 アラニカルブ	42 クロルデン
43 臭素	44 アルミニウム及びその化合物	45 ニッケル及びその化合物
46 モリブデン及びその化合物	47 アンチモン及びその化合物	48 塩素酸及びその塩
49 臭素酸及びその塩	50 クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く。)	51 マンガン及びその化合物
52 鉄及びその化合物	53 銅及びその化合物	54 亜鉛及びその化合物
55 フェノール類及びその塩類	56 ヘキサチンテトラミン	57 アニリン
58 ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びその塩	59 ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (PFOS) 及びその塩	60 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 (LAS) 及びその塩

(4) 貯油施設等（法第2条第5項）

油（原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油及び動植物油）を貯蔵する貯油施設又は油を含む水进行处理する油水分離施設をいいます。

(5) 排水（法第2条第6項）

特定施設を設置する工場・事業場（特定事業場）から公共用水域に排出される水をいいます。

(6) 汚水等（法第2条第7項）

特定施設から排出される汚水又は廃液をいいます。

(7) 特定地下浸透水（法第2条第8項）

有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する特定事業場（以下「有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいいます。

(8) 生活排水（法第2条第9項）

炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い、公共用水域に排出される水（排水を除く。）をいいます。

3 排水の排出の規制等

(1) 排水基準（法第3条第1項及び第2項）

排水の汚染状態について、環境省令で定めることとされており、全国一律に基準が定められています。（一律排水基準）（P III-22 水質汚濁防止法に基づく排水基準 参照）

(2) 上乗せ基準（法第3条第3項及び第4項）

公共用水域の自然的、社会的条件から判断して、(1)の排水基準によっては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域

に排出される排出水の汚染状態について、県条例で、(1)の排水基準よりきびしい基準（いわゆる「上乘せ基準」）を定めることができます。

(P III-25 水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（上乘せ基準）参照)

(3) 届出（法第5、6、7、10及び11条）

工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が特定施設を設置しようとするとき等は、環境森林事務所等の長又は宇都宮市長に届け出なければなりません。

工場又は事業場から有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含む水を地下に浸透させる者が、有害物質使用特定施設を設置しようとするときや、有害物質使用特定施設（上記を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするとき等も同様です。

(P III-33 水質汚濁防止法に基づく届出等義務 参照)

(4) 計画変更命令等（法第8条）

環境森林事務所等の長又は宇都宮市長は、特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下「特定施設等」という。）の設置の届出、特定施設等の構造等の変更の届出があった場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排出口において排水基準に適合しないと認めるとき、特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるとき、又は有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、計画の変更又は廃止を命ずることができます。

特定地下浸透水に係る環境省令で定める要件は、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることと規定されています。

この計画変更命令等に違反すると、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

(5) 実施の制限（法第9条）

特定施設等の設置の届出、又は特定施設等の構造等の変更の届出をした者は、その届出が受理された日から60日間は、届出に係る特定施設等を設置し、又は特定施設等の構造、設備、使用の方法若しくは汚水等の処理の方法を変更してはいけません。

これに違反した場合は、30万円以下の罰金に処せられます。

なお、審査の結果、規制基準等に適合すると認められる場合は、工事実施制限の期間短縮が可能となります。

(6) 排出水の排出の制限（法第12条）（直罰規定）

排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排出口において排水基準に適合しない排出水を排出してはなりません。

これに違反した場合は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。（過失の場合は3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。）

(7) 特定地下浸透水の浸透の制限（法第12条の3）

有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む。）は、第8条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を地下に浸透させてはいけません。

(8) 有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務（法第12条の4）

有害物質使用特定施設を設置している者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）又は有害物質貯蔵指定施設（以下、「有害物質使用特定施設等」という。）を設置している者は、有

害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守しなければなりません。

(P III-28 水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び点検の方法等 参照)

(9) 改善命令等（法第 13 条、法第 13 条の 2 及び法第 13 条の 3）

環境森林事務所等の長又は宇都宮市長は、排水水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排出口において排水基準に適合しない排水水を排出するおそれがあると認めるとき、有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む。）が、第 8 条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるとき、又は有害物質使用特定施設等を設置している者が、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、特定施設等の構造、設備、使用方法、汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設等の使用、排水水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができます。

これらの命令に違反した場合は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられます。

(10) 排水水の汚染状態の測定等（法第 14 条）

排水水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、排水水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を水質測定記録表に記録し 3 年間保存しなければなりません。

さらに、排出先の公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、排出口の位置その他の排水水の排出の方法を適切にしなければなりません。

また、有害物質使用特定施設等を設置している者は、当該有害物質使用特定施設等について、環境省で定めるところにより定期的に点検し、その結果を記録し 3 年間保存しなければなりません。

なお、上記の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合は、30 万円以下の罰金に処せられます。

(P III-28 水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び点検の方法等 参照)

(11) 事故時の措置（法第 14 条の 2）

特定事業場の設置者は、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくは排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を環境森林事務所等の長又は宇都宮市長に届け出なければなりません。

指定施設を設置する事業場（指定事業場）の設置者及び貯油施設等を設置する事業場（貯油事業場等）の設置者についても、特定事業場と同様に、事故時の措置が義務づけられています。

なお、環境森林事務所等の長又は宇都宮市長は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者がこの措置を講じていないと認めるときは、応急の措置を講ずべきことを命ずることができます。

この命令に違反したときは、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。

(12) 地下水の水質の浄化に係る措置命令等（法第 14 条の 3）

環境森林事務所等の長又は宇都宮市長は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場若しくは事業場において、有害物質を含む水の地下浸透があったことにより、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、地下水水質の浄化措置を命ずることができます。

この命令に違反したときは、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられます。

(13) 緊急時の措置（法第 18 条）

知事又は宇都宮市長は、公共用水域の一部の区域において、異常渇水等の事由で公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する状態が生じたときは、その事態を一般に周知させるとともに、当該区域に排出水を排出する者に対し、排出水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

この命令に違反したときは、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。

4 生活排水対策に係る行政及び国民の責務の明確化（法第 14 条の 5～法第 14 条の 11）

生活排水対策については、市町村、都道府県、国及び国民が果たすべき役割等が規定されています。

都道府県は、水質環境基準が確保されていない等生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認められる地域を「生活排水対策重点地域」に指定し、当該地域内の市町村は、生活排水処理施設の整備、啓発事業の進め方等に関して生活排水対策推進計画を定め、生活排水対策の実施に必要な措置を講ずるように努めることとされています。

5 水質汚濁の状況監視（法第 15 条、第 16 条、第 16 条の 2 及び第 17 条）

知事及び宇都宮市長は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況について常時監視し、公表しなければなりません。また、地方公共団体の長は、地下水の水質の測定にあたって井戸の設置者に協力を求めることができます。

6 損害賠償（法第 19 条～第 20 条の 5）（無過失責任）

工場又は事業場における事業活動に伴う有害物質の汚水又は廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸透により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出又は地下への浸透に係る事業者は、これによって生じた損害を賠償する責任があります。

7 その他

(1) 報告及び立入検査（法第 22 条）

環境森林事務所等の長又は宇都宮市長は、法の施行に必要な限度において、特定事業場等の設置者又は設置者であった者に報告を求め、又はその職員に特定事業場等に立ち入り、特定施設等その他の物件を検査させることができます。

これに違反した場合は、30 万円以下の罰金に処せられます。

(2) 適用除外（法第 23 条）

次の表の左欄に掲げる者に関しては、同表の中欄に掲げる事業場又は施設について、同表の右欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の相当規定の定めるところによります。

1 鉱山保安法第 13 条第 1 項の経済産業省令で定める施設（以下「鉱山施設」という。）である特定施設を設置する同法第 2 条第 2 項本文に規定する鉱山の設置者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）	当該鉱山	第 5 条から第 11 条まで、第 14 条第 3 項、第 14 条の 2 第 1 項及び第 4 項
2 鉱山施設である有害物質使用特定施設を設置する鉱山保安法第 2 条第 2 項本文に規定する鉱山から特定地下浸透水を浸透させる者	当該鉱山	第 5 条第 2 項、第 6 条、第 7 条、第 8 条第 1 項、第 9 条から第 11 条まで、第 14 条の 2 第 1 項及び第 4 項
3 鉱山施設である指定施設を設置する鉱山保安法第 2 条第 2 項本文に規定する鉱山の設置者	当該鉱山	第 5 条第 3 項、第 6 条、第 7 条、第 8 条第 2 項、第 9 条から第 11 条まで、第 14 条の 2 第 2 項及び第 4 項
4 鉱山施設である貯油施設等を設置する鉱山保安法第 2 条第 2 項本文に規定する鉱山の設置者	当該鉱山	第 14 条の 2 第 3 項及び第 4 項
5 電気事業法第 2 条第 1 項第 18 号に規定する電気工作物（以下「電気工作物」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場の設置者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）	当該特定施設	第 5 条から第 11 条まで、第 14 条第 3 項、第 14 条の 2 第 1 項及び第 4 項
6 電気工作物である有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場から特定地下浸透水を浸透させる者	当該有害物質使用特定施設	第 5 条第 2 項、第 6 条、第 7 条、第 8 条第 1 項、第 9 条から第 11 条まで、第 14 条の 2 第 1 項及び第 4 項
7 電気工作物である指定施設を設置する工場又は事業場の設置者	当該指定施設	第 5 条第 3 項、第 6 条、第 7 条、第 8 条第 2 項、第 9 条から第 11 条まで、第 14 条の 2 第 2 項及び第 4 項
8 電気工作物である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者	当該貯油施設	第 14 条の 2 第 3 項及び第 4 項
9 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号に規定する廃油処理施設（以下「廃油処理施設」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場の設置者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）	当該特定施設	第 5 条から第 11 条まで、第 14 条第 3 項、第 14 条の 2 第 1 項及び第 4 項
10 廃油処理施設である有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場から特定地下浸透水を浸透させる者	当該有害物質使用特定施設	第 5 条第 2 項、第 6 条、第 7 条、第 8 条第 1 項、第 9 条から第 11 条まで、第 14 条の 2 第 1 項及び第 4 項
11 廃油処理施設である指定施設を設置する工場又は事業場の設置者	当該指定施設	第 5 条第 3 項、第 6 条、第 7 条、第 8 条第 2 項、第 9 条から第 11 条まで、第 14 条の 2 第 2 項及び第 4 項
13 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 3 号に規定する海洋施設等（廃油処理施設を除く。）である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者	当該貯油施設等	第 14 条の 2 第 3 項及び第 4 項

(3) 資料の提出の要求等（法第 24 条第 2 項）

知事は、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に資料の送付その他の協力を求め、又は公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関し意見を述べることができます。

(4) 条例との関係（法第 29 条）

地方自治体は、条例で、法に定める生活環境項目の基準より厳しい規制を設けることや、法に定めのない汚水を排出する施設にその汚染状態に関し必要な規制を定めることができる」とされています。

県では、栃木県生活環境の保全等に関する条例で、汚水に係る規制を定めています。

第3 栃木県生活環境の保全等に関する条例の概要（水質）

1 目的（条例第1条）

栃木県環境基本条例第3条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、公害の防止その他事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置に関し必要な事項を定めることにより、他の法令と相まって、生活環境の保全等に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康の保護及び快適な生活環境の確保に寄与することを目的としています。

2 特定施設（条例第2条）

工場・事業場に設置される施設のうち、著しく汚水等を発生し、排出し又は飛散させる施設であって、規則で定めるものをいいます。

この規定は、法律の規制対象の範囲外の施設について条例で規制対象とした、いわゆる「横出し」特定施設の規定です。

（P III-21 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく汚水に係る特定施設 参照）

3 規制基準（条例第5条）

特定施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）からの排出水に係る規制基準が定められています。

（P III-32 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく汚水に係る規制基準 参照）

4 届出（条例第7～第11条）

工場・事業場は、特定施設についての届出（設置・使用・変更・承継）を環境森林事務所等の長又は宇都宮市長に届け出なければなりません。

（P III-35 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出等義務 参照）

5 計画変更命令等（条例第12条）

環境森林事務所等の長又は宇都宮市長は、汚水に係る特定施設の設置届出、又は変更届出があった場合において、当該施設からの排出水の濃度等が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に、計画の一部を変更、又は計画の廃止を命ずることができます。

この改善命令等に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

6 実施の制限（条例第13条）

汚水に係る特定施設について、設置若しくは構造等の変更の届出をした者は、その届出が受理された日から60日間は届出に係る施設を設置し、又はこれらの施設の構造、使用の方法若しくは公害の防止の方法を変更することができません。

これに違反した場合は、20万円以下の罰金に処せられます。

なお、審査の結果、規制基準等に適合すると認められる場合は、工事実施制限の期間短縮が可能となります。

7 排出水の排出方法（条例第14条）

排出水を排出する者は、当該公共用水域の水質の状況や利水の状況を考慮して、排水口の位置や排出の方法を適切にしなければなりません。

8 改善命令等（条例第16条）

環境森林事務所等の長又は宇都宮市長は、汚水に係る特定施設からの排出水の濃度等が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めるとき、当該特定施設の構造等の改善又は使用の一時停止を命ずることができます。

この改善命令等に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

9 勧告等（条例第 17 条）

環境森林事務所等の長又は宇都宮市長は、排出水の排出方法に違反している者があると認めるときは、期限を定めて、必要な措置をとることを勧告することができます。

なお、勧告に従わないときは、勧告に従うよう命ずることができます。

この命令に違反した場合は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。

10 改善措置の届出（条例第 18 条）

計画変更命令、改善命令又は勧告等に係る命令を受けた者は、命令に基づく改善の措置をとったときは、速やかに、その旨を環境森林事務所等の長又は宇都宮市長に届け出なければなりません。

11 特定有害物質管理基準の設定及び遵守（条例第 19、20 条及び 22 条）

特定有害物質（土壤汚染対策法第 2 条第 1 項に規定する特定有害物質）を製造し、使用し、又は処理する施設であって、水質汚濁防止法及び条例で規定する特定施設は、構造と管理の方法に関する基準が定められており、これらを遵守しなければなりません。

環境森林事務所等の長又は宇都宮市長は、特定有害物質使用事業者が特定有害物質管理基準を遵守していないと認めるとき、当該特定有害物質使用施設の改善又は使用の一時停止を命ずることができます。

この改善命令等に違反した場合は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。

（P VI-14 2 特定有害物質管理基準の遵守（条例第 20 条）参照）

12 地下浸透の制限（条例第 21 条）

規則で定める地下浸透禁止物質（Ⅲ－10 の表の「物質の種類」の欄に掲げる項目）を含む汚水は、地下に浸透させてはいけません。ただし、低減対策を講じたうえ、各項目が検出下限値を下回ったときはこの限りではありません。

なお、各項目の検定方法及び検出下限値は、Ⅲ－10 の表のとおりです。

環境森林事務所等の長又は宇都宮市長は、この規定に違反している者があると認めるときは、期限を定めて、必要な措置をとることを勧告し、勧告に従わないときは、当該勧告に従うべきことを命ずることができます。

この命令に違反した場合は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。

13 汚水の濃度等の測定（条例第 48 条）

特定工場等を設置している者は、規則で定めるところにより、当該特定工場等に係る汚水の濃度等を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければなりません。

これに違反した場合は、20 万円以下の罰金に処せられます。

14 事故時における措置（条例第 49 条）

汚水に係る特定工場等を設置している者や特定有害物質使用事業者、指定化学物質等取扱事業者は、その設置している施設について、故障、破損その他の事故が発生し、汚水、地下浸透禁止物質又は特定有害物質等が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、事故についての措置を講じ、速やかに復旧するよう努めなければなりません。

なお、当該事故の状況や講じた措置の概要を速やかに知事に報告しなければなりません。ただし、水質汚濁防止法の規定により届出等を行った場合にはこの限りではありません。

また、知事は、応急の措置の実施や事故を速やかに復旧すべきことを命ずることができます。

この命令に違反した場合は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。

15 公害防止責任者の選任（条例第 50 条）

条例に基づく汚水に係る特定施設、水質汚濁防止法に基づく特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を設置している者は、特定施設の種類ごとにそれぞれ公害防止責任者を選任し、点検、補修等の業務を行わせなければなりません。ただし、公害防止管理者法に基づく公害防止管理者を選任している施設については、適用しません。

(条例施行規則第 18 条に定める地下浸透禁止物質の測定方法)

物質の種類	検定方法	検出下限値
カドミウム及びその化合物	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.2、14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法（ただし、規格 K0102-3 14.2 に定める方法にあっては規格 K0102-3 4.2.4.2、4.2.4.3 又は 4.2.4.5 に定める操作を、規格 K0102-3 14.4 に定める方法にあっては規格 K0102-3 4.2.4.4 又は 4.2.4.5 に定める操作を行うものとする。）	1 リットルにつきカドミウム 0.001 ミリグラム
シアン化合物	規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4.5 若しくは 9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「環境基準告示」という。）付表 1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法	1 リットルにつきシアン 0.1 ミリグラム
鉛及びその化合物	規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法（ただし、規格 K0102-3 13.2 に定める方法にあっては規格 K0102-3 4.2.4.2、4.2.4.3 又は 4.2.4.5 に定める操作を、規格 K0102-3 13.4 に定める方法にあっては規格 K0102-3 4.2.4.4 又は 4.2.4.5 に定める操作を行うものとする。）	1 リットルにつき鉛 0.005 ミリグラム
六価クロム及びその化合物	規格 K0102-3 24.3.1 に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格 K0102-3 24.3.3.4 の b）及び規格 K0102-3 24.2（規格 K0102-3 24.2.2 は除く）に定める方法）又は規格 K0102-3 の 24.3.2 に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあっては、規格 K0170-7 7 の a）又は b）に定める操作を行うものとする。）	1 リットルにつき六価クロム 0.01 ミリグラム
ひ素及びその化合物	規格 K0102-3 20.2、20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法	1 リットルにつき砒素 0.005 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	環境基準告示付表 1 に掲げる方法	1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	環境基準告示付表 3 に掲げる方法	1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム
鉱油類	規格 K0102-1 22.3 又は 22.4 に定める方法	1 リットルにつき 1 ミリグラム
フェノール類	規格 K0102-4 5.2.3（ただし、蒸留操作を行う時は、規格 K0102-4 5.2.2.3 に規定する方法を除く。）又は 5.2.4（ただし、試験操作を行うときは、規格 K0107-5 6.2.3、6.3.3 又は 6.3.4 に規定する方法に限る。）に定める方法	1 リットルにつき 0.5 ミリグラム
トリクロロエチレン	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
テトラクロロエチレン	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム
ジクロロメタン	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
四塩化炭素	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	1 リットルにつき 0.0002 ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、又は 5.3.2 に定める方法	1 リットルにつき 0.0004 ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	1 リットルにつき 0.004 ミリグラム
1, 1, 1-トリクロロエタン	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム
1, 1, 2-トリクロロエタン	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	1 リットルにつき 0.0006 ミリグラム
1, 3-ジクロロプロペン	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	1 リットルにつき 0.0002 ミリグラム
セレン及びその化合物	規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法	1 リットルにつきセレン 0.002 ミリグラム

第4 規制対象施設

1 水質汚濁防止法に基づく特定施設（法施行令第1条（別表第1））

施行令 別表第1 の番号	特定施設の種類（※1）
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (昭47(1972).10.1 施行) イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設

施行令 別表第1 の番号	特定施設の種類
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18 の 2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（昭 57（1982）.1.1 施行） イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18 の 3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（昭 57（1982）.1.1 施行） イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設

施行令 別表第 1 の番号	特定施設の種類
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設 (昭 49 (1974) . 12. 1 施行)
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー (昭 57 (1982) . 1. 1 施行)
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設 (昭 57 (1982) . 1. 1 施行)
21 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (昭 57 (1982) . 1. 1 施行) イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設 (抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (昭 57 (1982) . 1. 1 施行) イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設

施行令 別表第 1 の番号	特定施設の種類
25	削除
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第 5 号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設

施行令 別表第1 の番号	特定施設の種類
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設

施行令 別表第 1 の番号	特定施設の種類
38	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38 の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1，4－ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。） (平 24（2012）. 5. 25 施行)
39	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 (昭 57（1982）. 1. 1 施行)

施行令 別表第1 の番号	特定施設の種類
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型洗浄施設 (昭 57 (1982) .1.1 施行)
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設

施行令 別表第1 の番号	特定施設の種類
63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 (昭 57 (1982) . 1. 1 施行)
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設 (平 13 (2001) . 7. 1 施行)
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 (脱硫化水素施設を含む。)
64 の 2	水道施設 (水道法 (昭和 32 年法律第 177 号) 第 3 条第 8 項に規定するものをいう。)、工業用 水道施設 (工業用水道事業法 (昭和 33 年法律第 84 号) 第 2 条第 6 項に規定するものをい う。)、又は自家用工業用水道 (同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。)) の施設のうち、浄 水施設であつて、次に掲げるもの (これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の 事業場に係るものを除く。) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1, 4 - ジオキサン の混合施設 (前各号に該当するものを除く。) (平 24 (2012) . 5. 25 施行)
66 の 3	旅館業 (旅館業法 (昭和 23 年法律第 138 号) 第 2 条第 1 項に規定するもの (住宅宿泊事業法 (平成 29 年法律第 65 号) 第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業 法第 2 条第 4 項に規定する下宿営業を除く。)) をいう。)) の用に供する施設であつて、次に掲 げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
66 の 4	共同調理場 (学校給食法 (昭和 29 年法律第 160 号) 第 6 条に規定する施設をいう。以下同 じ。)) に設置されるちゅう房施設 (業務の用に供する部分の総床面積 (以下単に「総床面積」 という。)) が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (昭 63 (1988) . 10. 1 施行)
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 (総床面積が 360 平方メートル未満の 事業場に係るものを除く。) (昭 63 (1988) . 10. 1 施行)
66 の 6	飲食店 (次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。)) に設置されるちゅう房施設 (総床面積 が 420 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (昭 63 (1988) . 10. 1 施行)
66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない 飲食店 (次号に掲げるものを除く。)) に設置されるちゅう房施設 (総床面積が 630 平方メー トル未満の事業場に係るものを除く。) (昭 63 (1988) . 10. 1 施行)
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接 待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設 (総床面積が 1, 500 平方メ ートル未満の事業場に係るものを除く。) (昭 63 (1988) . 10. 1 施行)
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院 (医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同 じ。)) で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの (昭 54 (1979) . 5. 10 施行) イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設

施行令 別表第 1 の番号	特定施設の種類
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69 の 2	卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） (昭 51（1976）.6.1 施行) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）
70 の 2	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。） (昭 57（1982）.7.1 施行)
71	自動式車両洗浄施設
71 の 2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの（※ 2）に設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (昭 49（1974）.12.1 施行) イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71 の 3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）である焼却施設 (昭 54（1979）.5.10 施行)
71 の 4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの (昭 57（1982）.7.1 施行) イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設（※ 3）であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設（※ 4）
71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。） (平 3（1991）.10.1 施行)
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。） (平 3（1991）.10.1 施行)
72	し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）

注 1） 施行日は、記載のないものは法施行日（昭和 46（1971）年 6 月 24 日）から施行。

注 2） 科学技術に関する研究等を行う事業場（施行令別表第 1 第 71 号の 2 の環境省令で定める事業場）は、次に掲げる事業場とする。（水質汚濁防止法施行規則第 1 条の 2）

- 1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）

- 2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
 - 3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。）
 - 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
 - 5 保健所
 - 6 検疫所
 - 7 動物検疫所
 - 8 植物防疫所
 - 9 家畜保健衛生所
 - 10 検査業に属する事業場
 - 11 商品検査業に属する事業場
 - 12 臨床検査業に属する事業場
 - 13 犯罪鑑識施設
- 注3） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる産業廃棄物処理施設は、次のとおりとする。
- 1号：汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートルを超えるもの
 - 3号：汚泥（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 1日当たりの処理能力が5立方メートルを超えるもの
 - (2) 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの
 - (3) 火格子面積が2平方メートル以上のもの
 - 4号：廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートルを超えるもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）
 - 5号：廃油（廃PCB等を除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）
 - (1) 1日当たりの処理能力が1立方メートルを超えるもの
 - (2) 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの
 - (3) 火格子面積が2平方メートル以上のもの
 - 6号：廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が50立方メートルを超えるもの
 - 8号：廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 1日当たりの処理能力が100キログラムを超えるもの
 - (2) 火格子面積が2平方メートル以上のもの
 - 11号：汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
- 注4） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる産業廃棄物処理施設は、次のとおりとする。
- 12号：廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設
 - 12の2号：廃PCB等（PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し又は封入されたPCBを含む。）又はPCB処理物の分解施設
 - 13号：PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設

2 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく汚水に係る特定施設
(条例施行規則第4条別表第1(3))

規則別表 第1(3)の 番号	特定施設の種類
1	工場又は事業場の用に広く供する施設であって次に掲げるもの ア 廃ガス洗浄施設 イ 湿式集じん施設 ウ 湿式脱臭施設 エ 塗装水洗ブース
2	カレー粉、パン、菓子又は麦芽の製造の用に供する原料処理施設
3	段ボールの製造の用に供するちょう合施設
4	ゴム製品の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの ア 原料処理施設 イ 加硫施設
5	プラスチック製品の製造の用に供する成形施設（間接冷却のものを除く。）
6	蓄電池の製造の用に供する充電施設
7	石材の加工の用に供する施設であって次に掲げるもの ア 研摩施設 イ 湿式切断施設
8	畜産食料品又は飲料の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの ア 混合施設 イ 充てん施設
9	医薬品又は農薬の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの ア 混合施設 イ 充てん施設
10	木製品の製造の用に供するちょう合施設
11	化粧品、歯みがきその他の化粧用調整品の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの ア 混合施設 イ 充てん施設
12	金属製品の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの ア 鑄造施設 イ 研摩施設
13	非鉄金属製品の製造の用に供する圧延施設
14	納豆製造業の用に供する施設であって次に掲げるもの ア 原料処理施設 イ 湯煮施設（蒸煮施設を含む。）
15	穀粉製造業の用に供する洗米施設

注）適用除外施設

- 1 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場内に所在する施設
- 2 鉱山保安法第13条第1項に規定する建設物、工作物その他の施設
- 3 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物
- 4 ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物

第 5 規制基準

1 水質汚濁防止法に基づく排水基準

(1) 人の健康の保護に係る項目（排水基準を定める省令 別表第 1）

項 目	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物（パリン、メチルパリン、メチルメソ及び EPN に限る。）		鉛及びその化合物	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		アルキル水銀化合物	
許容限度	0.03mg/L	1 mg/L	1 mg/L		0.1mg/L	0.2mg/L	0.1mg/L	0.005mg/L		検出されないこと	
項 目	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン
許容限度	0.003mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	0.2mg/L	0.02mg/L	0.04mg/L	1mg/L	0.4mg/L	3mg/L	0.06mg/L	0.02mg/L
項 目	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン及びその化合物	ほう素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物			1,4-ジオキサン
許容限度	0.06mg/L	0.03mg/L	0.2mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	10mg/L	8mg/L	100mg/L			0.5mg/L
備 考	1 「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状況を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回することをいう。 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。										

(2) 生活環境の保全に係る項目（排水基準を定める省令 別表第 2）

項 目	p H（水素イオン濃度）		B O D		C O D		S S		大腸菌数	窒素含有量	
許容限度	河川・湖沼	(参考)海域	日間平均	最 大	日間平均	最 大	日間平均	最 大	日間平均	日間平均	最 大
	5.8～8.6	5.0～9.0	120mg/L	160mg/L	120mg/L	160mg/L	150mg/L	200mg/L	800 CFU/mL	60mg/L	120mg/L
項 目	n-ヘキサン抽出物質含有量（油分）			フェノール類 含有量	銅 含有量	亜鉛 含有量	溶解性鉄 含有量	溶解性 マンガン 含有量	クロム 含有量	燐含有量	
	鉱油類		動植物油脂類								
許容限度	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	日間平均	最 大
	5mg/L	30mg/L	5mg/L	3mg/L	2mg/L	10mg/L	10mg/L	2mg/L	8mg/L	16mg/L	
備 考	1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水について適用しない。 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 適用水域：湯の湖、寺山ダム貯水池及び渡良瀬貯水池（谷中湖）、霞ヶ浦の各水域並びに、渡良瀬川流域、向堀川流域（小山市・野木町） 7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 適用水域：中禅寺湖、湯の湖、深山ダム貯水池（深山湖）、川俣ダム貯水池（川俣湖）、五十里ダム貯水池（五十里湖）、川治ダム貯水池、西荒川ダム貯水池（東古屋湖）、塩原ダム貯水池、松田川ダム貯水池、今市ダム貯水池、寺山ダム貯水池、蛇尾川ダム貯水池、東荒川ダム貯水池、矢の目ダム貯水池、八汐ダム貯水池、湯西川ダム貯水池、渡良瀬貯水池（谷中湖）、霞ヶ浦、菅生沼、桐生川ダム貯水池及び草木ダム貯水池（草木湖）の各水域並びに、渡良瀬川水域、向堀川水域（小山市・野木町）										

(3) 経過措置

有害物質の種類につき一部業種に属する特定事業場に係る排水基準は以下のとおりです。

- ① 「ほう素及びその化合物」「ふっ素及びその化合物」「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度	適用期間
ほう素及び その化合物 (単位：ほう素の量 に関して、1 L に つきmg)	ほうろう鉄器製造業	40	令和7(2025)年 6月30日まで
	電気めっき業	30	
	金属鉱業	100	
	下水道業 〔 温泉を利用する旅館業に属する下水道法上の 特定事業場からの排水を受け入れており一 定の条件に該当するものに限る。〕	40	当分の間
	旅館業（1 Lにつきほう素500mg以下の温泉を利用 するものに限る。）	300	
	旅館業（1 Lにつきほう素500mgを超える温泉を利用 するものに限る。）	500	
ふっ素及び その化合物 (単位：ふっ素の量 に関して、1 L に つきmg)	ほうろう鉄器製造業	12	令和7(2025)年 6月30日まで
	電気めっき業（1日あたりの平均的な排水の量 が50m ³ 以上のものに限る。）	15	
	電気めっき業（1日あたりの平均的な排水の量 が50m ³ 未満のものに限る。）	40	
	旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理 及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政 令（昭和49年政令第363号。以下「改正政令」とい う。）の施行の際現にゆう出していなかった温泉を 利用するものであって、1日あたりの平均的な排 出水の量が50m ³ 以上のものに限る。）	15	当分の間
	旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削に より湧出させたものを除く。以下同じ。）を除 く。）を利用するものであって1日当たりの平均 的な排水の量が50m ³ 未満であるもの又は改正政 令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するも のに限る。）	30	
	旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。 以下この欄において同じ。）を利用するものであ って1日当たりの平均的な排水の量が50m ³ 未満 であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出して いた温泉を利用するものに限る。）	50	
アンモニア、アン モニウム化合物、 亜硝酸化合物及び 硝酸化合物 (単位：アンモニア 性窒素に0.4を乗じ	畜産農業(水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第 188号）別表第1第1号の二ロに掲げる施設を有する ものに限る。）	300	令和7(2025)年 6月30日まで
	畜産農業(水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第 188号）別表第1第1号の二イに掲げる施設を有する ものに限る。）	400	

たもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、1 Lにつきmg)	ジルコニウム化合物製造業	350	令和 7 (2025) 年 6 月30日まで
	モリブデン化合物製造業	1, 300	
	バナジウム化合物製造業	1, 650	
	貴金属製造・再生業	2, 800	

備考

1 左欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の省令別表第 1 又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

この式において、C i、Q i 及びQ は、それぞれ次の値を表すものとする。

C i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位：ほう素の量に関して、1 リットルにつきミリグラム）

Q i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位：1 日につき立方メートル）

Q 当該下水道から排出される排出水の通常量（単位：1 日につき立方メートル）

②「窒素含有量」「燐含有量」

項目	業種	許容限度 (令和10(2028)年9月30日まで)
窒素含有量 (単位：1 Lにつきmg)	天然ガス鉱業	160（日間平均150）
	畜産農業 (豚房施設を有するものに限る。)	130（日間平均110）
	酸化コバルト製造業	200（日間平均100）
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業 (バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。)	4,100（日間平均3,100）
燐含有量 (単位：1 Lにつきmg)	畜産農業 (豚房施設を有するものに限る。)	22（日間平均18）
備考 1 省令別表第2の備考1及び2の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する。 2 この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第2の備考6に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。 3 この表に掲げる燐含有量についての排水基準は、燐が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として省令別表第2の備考7に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（燐に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。 4 この表の左欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、別表第2又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。 5 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種等に属するものとみなして適用する。この場合において、別表第2又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、4の規定を準用する。		

③ 「亜鉛含有量」

項目	業種	許容限度 (令和11(2029)年12月10日まで)
亜鉛含有量 (単位：1 Lにつきmg)	電気めっき業	4
備考 中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、右欄に掲げるものを適用する。		

2 水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（上乗せ条例）

各都道府県における水質汚濁の状況により、一律排水基準では環境基準の維持達成が図れない場合、より厳しい排水基準（上乗せ基準）を条例で定めることができることになっており、各都道府県が上乗せ基準を規定しています。

本県では別表の上乗せ基準を規定し、以下のとおり適用しています。

- (1) 水質汚濁防止法の生活環境項目（※）に係る上乗せ基準は、1日当たりの平均的な排出水量が30m³（畜房施設にあっては15m³）以上の特定事業場の排出水に適用することとする。

ただし、水素イオン濃度（pH）については、排出水量のいかんを問わず適用する。

※ 別表に掲げる項目のほか、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）、亜鉛含有量、クロム含有量及び大腸菌数

- (2) 異なる種類の特定施設を併設する特定事業場において、それぞれの特定施設に対し異なる上乗せ基準が定められている場合には、その最も厳しい排水基準（最小の許容限度のもの）を適用する。

- (3) 昭和49（1974）年11月30日現在において、現に湧出している温泉を利用する旅館業に係る排出水については、水素イオン濃度（pH）、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量に係る排水基準は適用しない。

別表（第2条、第3条、第7条関係）（昭57条例12・全改、昭59条例41・昭61条例11・平2条例12・平6条例9・平7条例15・平12条例52・平14条例14・平17条例79・平27条例9・一部改正）

工場又は事業場の種類		鉱業施設に係る特定施設を有するもの	畜房施設を有するもの	し尿処理施設を有するもの	下水道終末処理施設を有するもの	旅館業に係る特定施設を有するもの	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場に係る特定施設を有するもの	水道施設、工業用水道施設又は自家工業用水道施設に係る特定施設を有するもの	病院に係る特定施設を有するもの	一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの	備考 1 斜線部分の数値は、省令別表第2の数値とする。 2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 3 この表に掲げる特定施設は、政令別表第1に掲げる特定施設をいう。 4 渡良瀬川上流水域とは、日光市の区域内の渡良瀬川（以下「旧足尾町内の渡良瀬川」という。）及び旧足尾町内の渡良瀬川に流入する公共用水域とする。 5 湯の湖水域とは、湯の湖及びこれに流入する公共用水域とする。 6 中禅寺湖水域とは、中禅寺湖及びこれに流入する公共用水域とする。
六価クロム化合物に係る許容限度（単位 1リットルにつきミリグラム）					0.1		0.1			0.1	
項目に係る許容限度（単位：1リットルにつきミリグラム）	生物化学的酸素要求量		140 〔日間平均〕 90	日間平均 30	日間平均 20	25 〔日間平均〕 20	25 〔日間平均〕 20	25 〔日間平均〕 20	25 〔日間平均〕 20	25 〔日間平均〕 20	
	化学的酸素要求量		140 〔日間平均〕 90	日間平均 30	日間平均 20	25 〔日間平均〕 20	25 〔日間平均〕 20	25 〔日間平均〕 20	25 〔日間平均〕 20	25 〔日間平均〕 20	
	浮遊物質		180 〔日間平均〕 120	日間平均 70	日間平均 70	50 〔日間平均〕 40	50 〔日間平均〕 40	50 〔日間平均〕 40	50 〔日間平均〕 40	50 〔日間平均〕 40	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）				10		10			10	
	フェノール類含有量				1		1			1	
	溶解性鉄含有量				3		3			3	
	溶解性マンガン含有量				3		3			3	
	銅含有量	1.3									
	窒素含有量	20 〔日間平均〕 10	20 〔日間平均〕 10	20 〔日間平均〕 10	日間平均 10	20 〔日間平均〕 10	20 〔日間平均〕 10	20 〔日間平均〕 10	20 〔日間平均〕 10	20 〔日間平均〕 10	
	燐含有量	2 〔日間平均〕 1	2 〔日間平均〕 1	2 〔日間平均〕 1	日間平均 1	2 〔日間平均〕 1	2 〔日間平均〕 1	2 〔日間平均〕 1	2 〔日間平均〕 1	2 〔日間平均〕 1	
上乗せ基準の適用区域		生物化学的酸素要求量から銅含有量までにあつては渡良瀬川上流水域 窒素含有量にあつては湯の湖水域 燐含有量にあつては湯の湖水域及び中禅寺湖水域	県の区域に属する公共用水域 （窒素含有量にあつては湯の湖水域、燐含有量にあつては湯の湖水域及び中禅寺湖水域に限る。）								

工場又は事業場の種類		冷凍調理食品製造業に係る特定施設を有するもの	たばこ製造業に係る特定施設を有するもの	一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業又は、パーティクルボード製造業に係る特定施設を有するもの	医療用又は衛生用ゴム製品等製造業に係る特定施設を有するもの	卸売市場に係る特定施設を有するもの	共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業又は飲食店に係る特定施設を有するもの	政令別表第1第71号の5又は第71号の6に掲げる特定施設を有するもの	左記以外の特定施設を有する工場又は事業場	備考
六価クロム化合物に係る許容限度 (単位 1リットルにつきミリグラム)								0.1	0.1	1 斜線部分の数値は、省令別表第2の数値とする。 2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 3 この表に掲げる特定施設は、政令別表第1に掲げる特定施設をいう。 4 渡良瀬川上流水域とは、日光市の区域内の渡良瀬川（以下「旧足尾町内の渡良瀬川」という。）及び旧足尾町内の渡良瀬川に流入する公共用水域とする。 5 湯の湖水域とは、湯の湖及びこれに流入する公共用水域とする。 6 中禅寺湖水域とは、中禅寺湖及びこれに流入する公共用水域とする。
項目に係る許容限度（単位：1リットルにつきミリグラム）	生物化学的酸素要求量	25 〔日間平均〕 20	25 〔日間平均〕 20	25 〔日間平均〕 20	25 〔日間平均〕 20	25 〔日間平均〕 20	25 〔日間平均〕 20	25 〔日間平均〕 20	25 〔日間平均〕 20	
	化学的酸素要求量	25 〔日間平均〕 20	25 〔日間平均〕 20	25 〔日間平均〕 20	25 〔日間平均〕 20	25 〔日間平均〕 20	25 〔日間平均〕 20	25 〔日間平均〕 20	25 〔日間平均〕 20	
	浮遊物質	50 〔日間平均〕 40	50 〔日間平均〕 40	50 〔日間平均〕 40	50 〔日間平均〕 40	50 〔日間平均〕 40	50 〔日間平均〕 40	50 〔日間平均〕 40	50 〔日間平均〕 40	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）						10	10	10	
	フェノール類含有量							1	1	
	溶解性鉄含有量							3	3	
	溶解性マンガン含有量							3	3	
	銅含有量									
	窒素含有量	20 〔日間平均〕 10	20 〔日間平均〕 10	20 〔日間平均〕 10	20 〔日間平均〕 10	20 〔日間平均〕 10	20 〔日間平均〕 10	20 〔日間平均〕 10	20 〔日間平均〕 10	
	燐含有量	2 〔日間平均〕 1	2 〔日間平均〕 1	2 〔日間平均〕 1	2 〔日間平均〕 1	2 〔日間平均〕 1	2 〔日間平均〕 1	2 〔日間平均〕 1	2 〔日間平均〕 1	
上乗せ基準の適用区域		県の区域に属する公共用水域 （窒素含有量にあっては湯の湖水域、燐含有量にあっては湯の湖水域及び中禅寺湖水域に限る。）								

3 水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び点検の方法等

(1) 構造等に関する基準（A基準）

項目	構造等の基準
施設本体の床面及び周囲の構造等 (①又は②(※))	① 次のいずれにも適合すること。 イ 床面は、コンクリート等の不浸透性を有する材料による構造とし、必要に応じ、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆すること。 ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿等（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。 ② 上記と同等以上の措置
配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備等（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。） (①にあつてはイ又はロ、②にあつてはイ～ハのいずれか)	① 地上配管等 イ 次のいずれにも適合すること。 (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 (3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。（腐食するおそれがない場合は必須ではない。） ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。 ② 地下配管等 イ 次のいずれにも適合すること。 (1) トレンチの中に設置されていること。 (2) トレンチの底面及び側面は、コンクリート等の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、必要に応じ、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆すること。 ロ 次のいずれにも適合すること。 (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 (3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。（腐食するおそれがない場合は必須ではない。） ハ イ又はロと同等以上の措置
排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。） (①又は②)	① 次のいずれにも適合すること。 イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。 ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 ハ 排水溝等の表面は、必要に応じ、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆すること。 ② 上記と同等以上の措置
地下貯蔵施設の構造等 (①又は②)	① 次のいずれにも適合すること。 イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造等、有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。 ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。（腐食するおそれがない場合は必須ではない） ハ 地下貯蔵施設内の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置する等、有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。 ② 上記と同等以上の措置
使用の方法 (①及び②)	① 次のいずれにも適合すること。 イ 受入れ、移替え等、有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。 ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。 ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。 ② 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。

注) 床下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを容易に確認できる場合はこの限りでない。

(2) 点検の方法等（A基準）

項目	点検事項			点検回数
施設本体の床面及び周囲の構造等	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無			1回以上/年
	防液堤等のひび割れその他の異常の有無			1回以上/年
	(床下の目視確認ができるため構造基準を適用しない場合) 床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無			1回以上/月
施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無			1回以上/年
	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無			1回以上/年
配管等	① 地上配管等	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無		1回以上/年
		配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無		1回以上/年
	② 地下配管等	トレンチ内	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1回以上/年
			配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1回以上/年
			トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1回以上/年
		その他	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1回以上/年 ※
排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無			1回以上/年 ※
地下貯蔵施設の構造等	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無			1回以上/年 ※
使用の方法	管理要領からの逸脱の有無			1回以上/年
	有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無			1回以上/年

※消防法に規定する完成検査、有害物質を含む水の漏えい等の検知装置及び定期点検の実施等が行われる場合は、点検頻度を1回以上/3年とする。

注1) (1)で同等以上の措置とした場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で点検を行うこと。

注2) 点検の結果は、次の事項を記録し、その記録は3年間保存すること。

- ①点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
- ②点検年月日
- ③点検の方法及び結果
- ④点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- ⑤点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

注3) 定期点検の他、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常等が確認された場合には、次の事項を記録し、これを3年間保存するよう努めること。

- ①異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
- ②異常等を確認した年月日
- ③異常等の内容
- ④異常等を確認した者の氏名
- ⑤補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

(3) 既設施設に係る基準等

平成24（2012）年5月31日以前に既に設置している有害物質使用特定施設等（既設施設）については、上記(1)(2)の基準（A基準）に適合しない部分について、附則で定める構造等に関する基準及び点検の方法等（B基準）が適用されます。

（B基準）

項目	構造等の基準		点検を行う事項	点検の回数
施設本体の床面及び周囲の構造等 (①又は②)	① 次のいずれにも適合すること。 イ 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検する空間がなく、施設本体が接する床面以外の床面及び周囲がA基準に適合すること。 ロ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知する装置が適切に配置するか、これと同等以上の措置を講じられていること。		床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1回以上/年
			防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1回以上/年
			施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1回以上/年
	② 施設本体が有害物質を含む水の漏えいを目視で確認できるよう床面から離されて設置され、かつ、施設本体の下部以外の床面及び周囲がA基準に適合すること。		施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1回以上/月 ※1
配管等 (②にあつてはイ～ハのいずれか)	① 地上配管等	有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるように設置されていること。	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1回以上/6月
			配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1回以上/6月
	② 地下配管等	イ トレンチの中に設置されていること。	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1回以上/6月
			配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1回以上/6月
			トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1回以上/6月
		ロ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は流量の変動を計測するための装置が適切に配置されること等漏えい等を確認できる措置が講じられていること。	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1回以上/月 ※2
排水溝等 (①又は②)	ハ イ又はロと同等以上の措置		適切な事項	適切な回数
	① 排水溝等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は流量の変動を計測するための装置が適切に配置されること等漏えい等を確認できる措置が講じられていること。		排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1回以上/6月
			排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1回以上/月 ※2
	② 上記と同等以上の措置		適切な事項	適切な回数

地下貯蔵施設の 構造等 (①～③のい ずれか)	① 次のいずれにも適合すること。 イ 地下貯蔵施設内の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置する等、有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。 ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は流量の変動を計測するための装置が適切に配置されることが等漏えい等を確認できる措置が講じられていること。	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1 回以上/月 ※ 2
	② 次のいずれにも適合すること。 イ 地下貯蔵施設内の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置する等、有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。 ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。	地下貯蔵施設の内部の気圧の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1 回以上/年 ※ 3
	③ 上記と同等以上の措置	適切な事項	適切な回数

※ 1 目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法によって点検を行う場合は、当該方法に応じ、適切な回数とすること。

※ 2 有害物質の濃度の測定により点検を行う場合は、1 回以上/3 月とする。

※ 3 地下貯蔵施設の内部の気圧の圧力若しくは水の水位の変動の確認以外の方法によって点検を行う場合は、当該方法に応じ、適切な回数とすること。

注) A 基準に適合している部分については、A 基準が適用可能。

4 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく汚水に係る規制基準

(条例施行規則(別表第3(3)))

「水質汚濁防止法」の特定施設以外で汚水を排出するおそれのある施設について、「栃木県生活環境の保全等に関する条例」で、いわゆる「横出しの特定施設」としてとらえ、この施設を有する者に対し、次表のとおり排水基準を定めている。

番号	項目	基準値
1	カドミウム及びその化合物 (単位: mg/L)	0.1
2	シアン化合物 (単位: mg/L)	1
3	有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る) (単位: mg/L)	1
4	鉛及びその化合物 (単位: mg/L)	0.2
5	六価クロム化合物 (単位: mg/L)	0.1
6	ひ素及びその化合物 (単位: mg/L)	0.5
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (単位: mg/L)	0.005
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
9	ポリ塩化ビフェニル(P C B) (単位: mg/L)	0.003
10	ふっ素及びその化合物 (単位: mg/L)	8
11	水素イオン濃度(p H)	5.8以上8.6以下
12	生物化学的酸素要求量 (単位: mg/L)	25(日間平均 20)
13	化学的酸素要求量 (単位: mg/L)	25(日間平均 20)
14	浮遊物質 (単位: mg/L)	50(日間平均 40)
15	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) (単位: mg/L)	5
16	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) (単位: mg/L)	10
17	フェノール類含有量 (単位: mg/L)	1
18	銅含有量 (単位: mg/L)	3
19	亜鉛含有量 (単位: mg/L)	5
20	溶解性鉄含有量 (単位: mg/L)	3
21	溶解性マンガン含有量 (単位: mg/L)	3
22	クロム含有量 (単位: mg/L)	2
23	大腸菌数 (単位: CFU/mL)	日間平均 800

備考

- この表の基準値欄に掲げる数値は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条に規定する方法により検出した場合における検出値によるものとする。
- 測定点は、測定工場等の排水口(排水を排出する場所をいう。)とする。
- 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表の12の項から23の項までに掲げる規制基準は、1日当たりの平均的な排水の量が30立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- この表の12の項に掲げる規制基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、この表の13項に掲げる規制基準は、湖沼に排出される排水に限って適用する。

第6 届出等

1 水質汚濁防止法に基づく届出等義務

届出の種類	届出時期	違反した場合の罰則
○特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下「特定施設等」という。）設置の届出 （法第5条） （工場・事業場に特定施設、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするとき）	設置工事着手の60日前まで	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
○特定施設等の使用の届出 （法第6条） （法施行の際、特定施設等を使用しているとき、又は特定施設等が追加指定された場合）	特定施設等となった日から30日以内	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金
○特定施設等の構造等の変更の届出 （法第7条） （特定施設等の構造、使用の方法、汚水等の処理方法、特定地下浸透水の浸透の方法、排出水の汚染状況及び量、用水及び排水の系統を変更しようとするとき）	変更する日の60日前まで	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
○氏名等の変更届出 （法第10条） （氏名、名称、住所、代表者の氏名、特定事業場又は有害物質使用特定事業場の名称、所在地に変更があったとき）	変更した日から30日以内	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、10万円以下の過料
○特定施設等の使用廃止の届出 （法第10条） （特定施設等の使用を廃止したとき）	廃止した日から30日以内	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、10万円以下の過料
○承継届出 （法第11条） （特定施設等を譲り受け、借り受け、相続、合併又は分割があったとき）	承継のあった日から30日以内	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、10万円以下の過料
○事故時の届出 （法第14条の2） （特定事業場等において発生した事故に伴い排出された水等により被害を生ずるおそれがあるとき）	応急の措置を講ずるとともに速やかに	知事からの措置を講ずべきことの命令に違反した場合は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

注) 届出書の提出先等

事業場等の所在地	提出先	宛先名	提出部数
宇都宮市内	宇都宮市 環境保全課	宇都宮市長	正本 1 部、写し 1 部 (写しは届出者控え)、 計 2 部
宇都宮市以外	(法第 14 条の 2 を除く届出) 各市町 環境行政担当課 (法第 14 条の 2 の届出) 各環境森林 (管理) 事務所 環境対策課	環境森林 (管理) 事務所の長	正本 1 部、写し 2 部 (写し 1 部は届出者控え)、 計 3 部

注 2) 適用除外施設 (除外される規定は施設により異なる。)

- ・ 鉱山保安法第 2 条第 2 項本文に規定する鉱山
- ・ 鉱山保安法第 13 条第 1 項に規定する鉱山施設
- ・ 電気事業法第 2 条第 1 項第 18 号に規定する電気工作物
- ・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 3 号に規定する海洋施設等
- ・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号に規定する廃油処理施設

2 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出等義務

届出の種類	届出時期	違反した場合の罰則
○特定施設設置の届出 (条例第7条) (工場・事業場に特定施設を設置しようとするとき)	設置工事着手の60日前まで	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金
○特定施設使用の届出 (条例第8条) (条例施行の際、特定施設を使用しているとき、又は特定施設が追加指定された場合)	特定施設となった日から30日以内	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、20万円以下の罰金
○特定施設の構造等の変更の届出 (条例第9条) (特定施設の構造、特定施設の使用及び管理の方法、公害防止の方法を変更しようとするとき)	変更する日の60日前まで	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金
○氏名の変更等の届出 (条例第10条) (氏名、住所(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、特定工場等の名称、所在地に変更があったとき)	変更後30日以内	
○特定施設の使用廃止の届出 (条例第10条) (特定施設の使用を廃止したとき)	廃止後30日以内	
○承継の届出 (条例第11条) (特定施設を譲り受け、借り受け、相続、合併又は分割があったとき)	承継のあった日から30日以内	
○事故時の報告 (条例第49条) (特定工場等において発生した事故により排出された汚水等により被害が生ずるおそれがあるとき)	事故が発生したときは速やかに	知事からの応急の措置を講ずべきことの命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

注) 届出書の提出先等

事業場等の所在地	提出先	宛先名	提出部数
宇都宮市内	宇都宮市 環境保全課	宇都宮市長	正本1部、写し1部 (写しは届出者控え)、 計2部
宇都宮市以外	(条例第49条を除く届出) 各市町 環境行政担当課 (条例第49条の届出) 各環境森林(管理) 事務所 環境対策課	環境森林(管理) 事務所の長	正本1部、写し2部 (写し1部は届出者控え)、 計3部

第7 工場・事業場排水等自主管理要領

1 目的

水質汚濁防止法の特定事業場及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に定める汚水に係る特定工場等（以下「特定事業場等」という。）における排出水の汚染状態を自主測定することにより、公害の未然防止を図ることを目的とする。

2 排出水の自主測定

(1) 対象工場・事業場

すべての特定事業場等とする。

(2) 測定箇所

すべての排水口における排出水とする。

(3) 測定項目及び回数

排出量及び有害物質使用の有無により、次の基準に従い、月1回以上測定するものとする。

排出量	有害物質使用の有無	測定項目
30m ³ /日未満	無	pH
	有（過去使用も含む）	pH 現在使用している又は過去に使用していた有害物質
30m ³ /日以上 (畜房にあっては 15m ³ /日以上)	無	pH、BOD、SS及び汚染のおそれのある生活環境項目
	有（過去使用も含む）	pH、BOD、SS及び汚染のおそれのある生活環境項目 現在使用している又は過去に使用していた有害物質

注1) 「有害物質」とは、水質汚濁防止法施行令第2条に規定する物質をいう。

注2) 「生活環境項目」とは、水質汚濁防止法施行令第3条に規定する項目をいう。

注3) 「過去に使用していた有害物質」については、一定期間の測定結果から今後排出するおそれがないと判断できる場合（一定期間の測定結果が不検出値未満等）は、測定項目を省略することができる。

注4) 温泉を利用する旅館業における「ほう素及びその化合物」「ふっ素及びその化合物」の項目については、一定期間の測定結果から、排水基準の超過のおそれがなく、かつ、排出水中の濃度が概ね一定であると判断できる場合は、年1回まで測定回数を減ずることができる。

注5) 栃木県生活環境の保全等に関する条例に定める汚水に係る特定工場等については、pHについて1日1回以上とする(条例施行規則第31条関係、別表第9)。

(4) 測定方法

排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）によるものとする。

注6）pHについては、簡易測定器具等（3.0～11.0以上の測定有効範囲があり、かつ、0.1目盛が判別できる測定精度を有するものに限る）により測定することができる。ただし、月1回以上は、上記検定方法によるものとする。

(5) 測定結果の記録

測定の結果は、水質汚濁防止法の特定事業場については、法に定める様式第八（水質測定記録表）により、栃木県生活環境の保全等に関する条例の特定工場等については、条例に定める別記様式第10号により記録し、測定結果の記録は3年間保存するものとする。この際、事業者自らが行う場合は水質測定記録表に加え当該測定に伴い作成したチャートその他の資料^{注7)}を、また、外部に委託する場合は水質測定記録表に加え計量証明書等を保存すること。

なお、様式の各欄に記載すべき事項又はこれに相当する事項に係る計量証明書等がある場合は、当該証明書等を添付すれば、様式の当該各欄への記載を省略することができる。

注7）「チャートその他の資料」は、排水基準に係る検定方法や特定地下浸透水に係る検定方法に従って測定した場合に作成されるべき資料を指し、①採水日、試料の保存方法等の試料採取記録、②検量線、濃縮・希釈記録等の計算結果記録表、③クロマトグラム、測定装置からの打ち出し記録等のチャート類等の資料のことをいう。

(6) 測定結果の電磁的記録及び保存

測定結果を書面の記録等に代えて電磁的記録及び保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

ア 作成した電磁的記録をパソコン等に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録をパソコン等に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

なお、測定結果を電磁的記録により保存する場合は、法又は条例による記録の保存規定に反することのないように次の点に配慮するよう努めること。

ア データを保存した媒体を扱う機器又は当該データを扱うプログラムには、当該データ管理者等のID、パスワードを設ける等の措置をとることにより第三者の虚偽入力、書き換え及び消去を防止すること。

イ データが、法令に定める期間にわたり損なわれることがないよう保存すること。

ウ 媒体に記録されたデータは、当該媒体以外の記録媒体にバックアップを行い、当該媒体と異なる場所に保存すること。

エ データ内容を必要に応じディスプレイ装置に表示すること又は印刷装置により印刷することができるようにすること。

3 測定結果の報告

前項の規定による測定結果の報告は、次によるものとする。

(1) 対象工場・事業場

次のいずれかのうち、測定結果が排水基準を超えた特定事業場等

ア 1日当たりの排出量が30m³(畜房施設にあつては15m³)以上である特定事業場等

イ 水質汚濁防止法の有害物質使用特定事業場及びその他有害物質を排出するおそれのある特定事業場等

(2) 報告事項

前項(3)に掲げる項目について様式第1により報告する。

(3) 報告書の提出先及び提出部数

報告対象特定事業場等が所在する市町（環境行政担当課）へ、次により提出する。

事業場等の所在地	提出先	宛先名	届出等の提出部数
宇都宮市内	宇都宮市環境保全課	宇都宮市長	正本1部
宇都宮市以外	各市町環境行政担当課	環境森林（管理）事務所の長	正本各1部
		各市町長	

(4) 報告期日

測定を実施した日の属する月の翌月末日までに報告するものとする。

付 記

昭和49年12月9日作成

昭和53年12月13日一部改正

附 則

この要領は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成13年5月10日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年3月25日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3（2021）年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4（2022）年4月1日から適用する。

様式第 1

工 場 排 水 等 測 定 結 果 報 告 書

年 月 日

環境森林（環境管理）事務所長
市 町 長 } 様

報告者 住 所
事業場名
氏 名

年 月 日、採取した工場排水等の測定結果を次のとおり報告します。

試 料 名			
採 取 場 所			
採 取 年 月 日			
採 取 時 刻			
外 観			
臭 気			
水 温			
排 水 量			
分 析 項 目	p H		
	B O D		
	S S		
特 定 施 設 等 の 使 用 状 況			
分 析 機 関 名			

